

スーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパン

ケイマン籍 オープンエンド契約型 外国投資信託(円建て、米ドル建て)



【管理会社】スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

管理会社はスーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパン(以下「当ファンド」と表記。)の管理及び投資運用の指図を行います。また、管理会社は当ファンドの受益証券の発行者としても行為します。

【受託会社】ハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド

受託会社は信託証書に従って当ファンドの受託業務を行います。

- この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条及び第15条第2項の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書、以下「請求目論見書」と表記。)が必要な場合は、販売会社又は販売取次会社にご請求いただければ、当該販売会社又は販売取次会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- この交付目論見書により行う当ファンドの受益証券の募集について、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年6月30日に関東財務局長に提出しており、2017年7月1日にその届出の効力が生じております。
- EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容及び訂正の有無等はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)(ファンドコードは「G11302」です。)でもご覧いただけます。
- 当ファンドの投資信託約款の全文の和訳は請求目論見書に掲載しています。

ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

管理会社等の情報

■ 関係法人

管理会社

管理会社であるスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッドは、当ファンドの管理及び投資運用の指図を行います。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。)に基づいて設立された投資運用会社です。管理会社の株主持分の総額は、50,000,000円です。

また、管理会社は、受益証券の発行者としても行為します。

受託会社

ハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、管理会社及び受託会社の間の信託証書(ケイマン諸島の法律に準拠します。)に従って当ファンドの受託会社を務めます。受託会社は管理会社、事務管理会社及び販売会社に一定の職務を委託することができます。

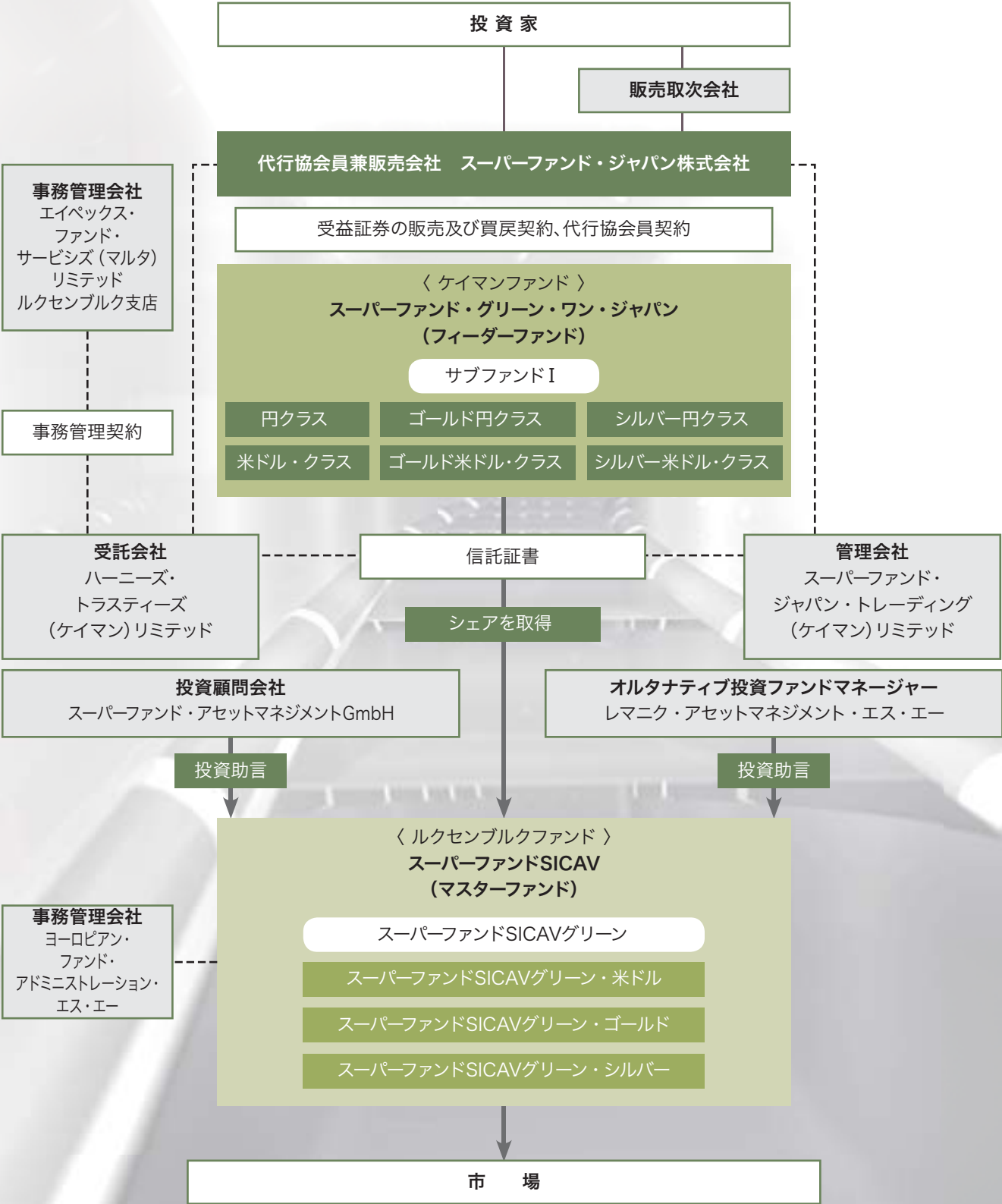
事務管理会社

エイペックス・ファンド・サービシズ(マルタ)リミテッド ルクセンブルク支店は、同社と受託会社の間の事務管理契約に従って、当ファンドの事務管理会社として、当ファンドの純資産価額の計算、決済業務、会計及びその他の財務関連業務、並びに当ファンドの運営管理に必要となるその他の各種業務を行います。

販売会社及び代行協会員

販売会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせに対応します。販売会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせへの対応について責任を有する1社以上の販売取次会社(以下「販売取次会社」と表記。)を随時任命することができます。当ファンドの管理会社は、スーパーファンド・ジャパン株式会社を、日本における受益証券の募集に関する代行協会員として選任しています。

スーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパンの運用ストラクチャーと関係法人



ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

当ファンドの投資目的は、リスク分散の原則に従い、「投資制限」の中で定められる制限の中で、各サブファンドの資産をシェア保有者の利益のために運用することです。マスターファンドの投資目的は、関連サブファンドのシェア保有者のために、デリバティブ商品（先渡契約、商品、通貨、利子等）、ヘッジ・ファンドを主とする集合投資のためのその他の事業の受益権や株式、又は直接的に本法律によって認可される譲渡可能証券若しくはその他の資産及び金融商品、又は上記の投資の組み合わせに投資することで、長期的な資本増価を達成することです。

■ファンドの特色

投資対象

当ファンドは、当初「サブファンドI」という1つのサブファンドから構成され、円建ての円クラス、円建てのゴールド円クラス及びシルバー円クラス、米ドル建ての米ドル・クラス、並びに米ドル建てのゴールド米ドル・クラス及びシルバー米ドル・クラスの6つのクラスを有します。サブファンドIの資産は管理会社により運用され、管理会社は当該サブファンドの資産の最大100%をスーパーファンドSICAV（以下「スーパーファンドSICAV」と表記。）のサブファンドであるスーパーファンド・グリーン（以下「マスターファンド」と表記。）のシェアに投資します。スーパーファンドSICAVは、ルクセンブルクの法律に基づき変動資本型の投資法人（SICAV）としての資格を有する株式会社として組織される投資ファンドです。スーパーファンドSICAVは、4つのシェア・クラス、すなわち、スーパーファンドSICAVグリーン・ユーロ、スーパーファンドSICAVグリーン・米ドル、スーパーファンドSICAVグリーン・ゴールド及びスーパーファンドSICAVグリーン・シルバーから成っています。

当ファンドのサブファンドIの円クラスはマスターファンドのスーパーファンドSICAVグリーン・米ドルに、サブファンドIのゴールド円クラスはマスターファンドのスーパーファンドSICAVグリーン・ゴールドに、サブファンドIのシルバー・円クラスはマスターファンドのスーパーファンドSICAVグリーン・シルバーに、それぞれ投資します。サブファンドIの米ドル・クラスはマスターファンドのスーパーファンドSICAVグリーン・米ドルに、サブファンドIのゴールド米ドル・クラスはマスターファンドのスーパーファンドSICAVグリーン・ゴールドに、サブファンドIのシルバー米ドル・クラスはマスターファンドのスーパーファンドSICAVグリーン・シルバーに、それぞれ投資します。サブファンドに保有される資産のうちマスターファンドに投資されていない残額は、現金勘定、定期預金、定期的取引されかつ満期までの残余期間が12ヶ月を超えない短期金融資産、米国財務省長期債券、OECD加盟国若しくはその各国自治体又はEUの国際機関（規模が局地的か世界的かを問いません。）が発行した債券、また証券取引所に公式に上場された債券又は規制された市場において相対で取引される債券（流動性が高く、高格付けの発行体、マネー・マーケット・ファンド及び債券投資ファンドによって発行されたもの）に投資されます。本書中の投資対象、投資方針、投資制限、及び運用体制等の説明は、当ファンドの大部分の資産が直接的又は間接的に投資されるマスターファンドに関する言及を含みます。

投資方針

当ファンドのサブファンドIの資産の最大100%は、当ファンドのマスターファンドに投資されます。当ファンドのマスターファンドの資産は、マスターファンドの投資顧問会社であるスーパーファンド・アセット・マネジメント・GmbH（以下「マスターファンド投資顧問会社」と表記。）が随時選定・管理するテクニカル分析ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルに基づいて運用されます。

マスターファンドの投資目的は、関連サブファンドのシェア保有者のために、規制市場で直接的及び／又は間接的にスワップを通して取引される先物を取引することで長期的な資本増価を達成することです。マスターファンドは、通貨、利子、株式及び株価指数の先渡契約等のその他のデリバティブ商品及び一般に認められた店頭取引（OTC）市場を含む規制市場で取引される全ての種類のオプションを締結することもできます。マスターファンドは、取引市場に直接的に投資されていない資産の価値を最大化することを目的として、様々な通貨建ての有利子預金を保有することもできます。マスターファンドはまた、金融市場又はUCITS、譲渡可能債券、短期証券並びに預金、現金及び現金相当商品を含むその他のファンドに、マスターファンドの投資顧問会社の判断で、デリバティブ商品の取引に関わっていない利用可能な資産の収益を最大化するために、投資することができます。

より一般的には、マスターファンドは、通貨リスクをヘッジする目的で使用される全ての金融商品に投資をすることができます。

マスターファンドは、シェアのために支払われたオファー又は購入価格へのシェア保有者のエクスポージャーを制限する一方で、シェアの価格の増加を通してシェア保有者がかかる市場で取引をすることの潜在的利益を実現するように構築されています。さらに、通常専門的な市場参加者しか利用できない取引の効率性をもたらします。

下記は、マスターファンドが取引を行う主要な契約の一覧です。但し、マスターファンドの投資は以下のリストに制限されることはありません。

グループ	市 場	グループ	市 場
貴金属		肉	
金	COMEX/Bullion/SIMEX	生牛	CME
銀	COMEX/Bullion	飼育牛	CME
プラチナ	NYMEX	通貨	
パラジウム	NYMEX	日本円／米ドル	CME/PHLX/Interbank
卑金属		スイスフラン／米ドル	CME/PHLX/Interbank
銅	LME/COMEX	英国ポンド／米ドル	CME/PHLX/Interbank
アルミニウム	LME/COMEX	ユーロ／米ドル	Interbank
鉛	LME	ユーロ／英国ポンド	Interbank
ニッケル	LME	米ドルインデックス	NYSE
錫	LME	金利	
亜鉛	LME	米国Tボンド	CBOT
エネルギー		ドイツ国債	DTB/LIFFE
原油	NYMEX/IPE	ユーロダラー	CME/SIMEX
灯油	NYMEX	日本国債	TSE/LIFFE/CBOT
無鉛ガソリン	NYMEX	フランスTボンド	MATIF
天然ガス	NYMEX	英国3ヶ月スターリング	LIFFE
軽油	IPE	米国財務省中期証券	CBOT
穀物		米国財務省短期証券90日物	CME
トウモロコシ	CBOT	株価指数	
小麦	CBOT/KCBT	S&P 500	CME
大豆	CBOT	MMI	CBOT
大豆油	CBOT	日経225	SIMEX
ソフト		TOPIX	TSE/CBOT
砂糖	CSCE/LCE	FTSE	LIFFE
ココア	CSCE/LCE	NYSE総合株価指数	NYSE
コーヒー	CSCE/LCE		
綿	NYSE		
オレンジジュース	NYSE		

マスターファンドは、上記の通り、様々な先物市場で取引を行います。

ファンドの目的・特色

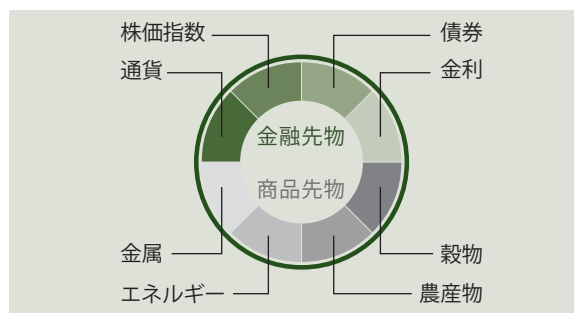
当ファンドのマスターファンドは、本項で記述されているように、完全にオートメーション化かつ電子化された私設取引システムを適用して先物契約及び先渡契約を取引します。適用される戦略は短期から長期に及び、異なる数量モデルに基づきます。マスターファンドの目標変動率は年20%です。目標変動率の年率は予定された性能変動と定義され、年度内の理論上の平均純資産価値の発達から外れます。変動率は、マスターファンドの株式の価格が時間と共に変動する相対的比率であり、資本投資のリスクのレベルを記述する際に使用されます。変動率は、長期間に渡る一連の価値の標準偏差を計算することで算出され、ファンドの価値の平均値から外れている程度を説明します。偏差が大きいほどファンドの変動性及びリスクが高くなります。

絶対的想定最大損失額 (VaR) の手法によるマスターファンドの全体的なリスクの監視以外にも、使用されたデリバティブ商品により生成されたレバレッジのレベルもまた、CSSF及びESMAの公報及びその他の公告を含む、法律及び適用される規則に従い評価されます。

想定レバレッジは、ポジションの絶対的想定元本の合計を資産で割ったもので、ネットtingを考慮に入れずに計算されます。戦略では、全体的なリスクを軽減するために、相関する市場の逆ポジションまたは同一の市場の異なるレグを利用します。しかし、かかるポジションは、その十分な想定元本で想定レバレッジに寄与します。

マスターファンドの総レバレッジの予想されるレベルは、通常ファンドの純資産価値の1000%から2000%の間であり、平均で1500%を下回ります。

マスターファンドのレバレッジは、4000%を超えません（いずれか先に達したコミットメントの総額）。通常、マスターファンドは、3年間のうちの取引日の2%を上回って3000%を超えることはありません。これらの数値は、通常の市況下で予想されるレバレッジのレベルを公正に示します。しかし、実際のレバレッジのレベルは、とりわけ具体的な市況及び特定のデリバティブの使用によってこれらの数値から若干ずれる可能性があります。また、これらの数値は、変動性の低い期間などにファンドの目標リスク及び利益の範囲内に留まるために、大幅に逸脱する可能性もあります。現金管理の目的だけでなくオープン・フューチャー・ポジション及びオープン・フォワード・ポジションに関連する口座を維持する先物取引業者（以下「FCM」と表記。）と結ぶために、マスターファンドはこの目的で現金、金融市場商品及び／又はUCITSを含む流動資産に投資します。これらの資産の一部又は全部をFCMに預託することができます。また、マスターファンドによる分散投資の概念図は以下の通りです。なお、実際の分散投資比率は、均等になされるわけではなく、市場の状況に応じて継続的に調整されます。



■ 運用体制

当ファンドは管理会社により運用され、管理会社は取締役により運営されています。管理会社の取締役は当ファンドの運営の全体的な管理を調整する義務を負い、当ファンドの全ての資産についてマスターファンドへの投資を監督し、必要な範囲において、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンドの投資顧問会社と連絡をとります。

■ 投資制限

当ファンドの管理会社は、日本証券業協会が制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準を遵守します。

■ 分配方針

現段階では分配を行う予定はありません。但し、管理会社はその裁量で分配を決定する権利を留保しています。

投資リスク

当ファンドは価格変動性を伴う金融商品です。当ファンドの投資対象である金融先物市場及び商品先物市場の価格変動、金先物及び金現物の価格変動、金利・為替相場等の市況の変動、並びに取引の相手方の信用状況の変化等を要因として、当ファンドの1口当たりの純資産額が**投資元本を割り込む場合があります、さらには投資元本の全額が失われる可能性も否定できません。当ファンドの運用による損益は、全て投資家（受益権者）の皆様に帰属します。投資信託は金融機関の預金と異なり、預金保険の対象ではありません。**

投資リスクの詳細については、請求目論見書を販売会社にご請求いただき、その内容をお読みいただくか、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）に開示された、当ファンドの2017年6月30日提出の有価証券届出書（ファンドコード「G11302」）をご覧ください。

■ リスク管理

2013年7月12日付け法律の第14条（39）及び2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231 / 2013の第38条以下に従い、マスターファンドの代替投資ファンドマネージャー（以下、「AIFM」と表記。）のリスク管理機能は、オペレーティング・ユニットから階層的、機能的に独立したものとします。AIFMは、2013年7月12日付け本法律及び他の適用法、とりわけ委員会委任規則（EU）No.231 / 2013に従い、マスターファンドにリスク管理手続を適用します。リスク管理手続は、いわゆるコミットメント・アプローチ又はバリュー・アット・リスク・アプローチを用いるマスターファンドのグローバル・エクスポーチャーを評価し、コントロールします。AIFMは、マスターファンドの流動性リスクをモニターし、その投資の流動性プロファイルが基本的な義務に従っていることを確保することができる手続を採用します。AIFMは、定期的に、マスターファンドの流動性リスクを評価し、その流動性リスクをモニターすることが適切に可能な通常かつ想定内の流動性の条件下で、ストレステストを実施します。

管理会社は、当ファンドのポートフォリオ運用につき、上記「ファンドの目的・特色」に記載の投資方針を厳格に遵守します。管理会社の従業員は、取引の発注に関与した結果又は取引システムに関与した結果得た情報を他の目的に使用してはなりません。上記の記載に限らず、管理会社の従業員は、自己のため又はその他の第三者のために取引活動を行ってはなりません。管理会社の従業員は、全て契約により厳格な秘密保持義務が課せられています。

マスターファンド投資顧問会社の取締役会は、管理会社のために、特定のリスク管理に係る問題についての方針を定め、これを実施するものとします。そのような方針には相手方当事者の与信承認、相手方当事者の制限及び従業員の取引方針が含まれますが、これらには限りません。

■ 主なリスク要因

当ファンドの主なリスク要因は下記の通りです。これらのリスク要因は、当ファンドの資産の最大100%がマスターファンドに投資されるという事実について記述されています。

特別な投資技法を用いて先物契約への投資を目的とするマスターファンドは、その特別な投資技法に関連した以下の特定リスクの対象となります。先渡契約、先物契約、オプション、スワップ及びその他の金融デリバティブ商品の市場は、変動性が非常に高くなり得、これらの市場に関連した損失が発生するリスクは非常に高いものです。

オプション：コール・オプション及びプット・オプションどちらの売買にもリスクが伴います。オプションの売主のリスクは、オプションの購入価格（プレミアム）の金額に限定されるものの、オプションへの投資は、現物の証券への投資よりも大きな変動に晒される可能性があります。理論上、無担保コール・オプションの売主の損失は無制限ですが、実際の損失は、コール・オプションの存続期間に制限されます。プット・オプションの売主が抱えるリスクは、現物の証券の価格がかかるオプションの行使価格よりも値下がりすることです。

投資リスク

先物: 先物への投資は変動が大きく、高いレバレッジを伴います。先物市場は、極めて変動的な市場です。それぞれのサブファンドの収益性は、政府の政策及び計画、国際的政治事象及び経済事象、需給関係の変動、政府の動向並びに金利の変化による影響を受ける市場動向を正確に分析するマスターファンド投資顧問会社の能力に一部依存しており、目標ヘッジ・ファンド（適用ある場合）に関しては、それぞれのマネージャーの能力に依存しています。加えて、政府は、しばしば特定の市場、とりわけ為替市場に介入することがあります。そのような介入は、かかる市場に直接的又は間接的に影響を及ぼす可能性があります。先物市場で取引を行うには、少額の証拠金のみが要求されるため、マスターファンドの先物オペレーションは、レバレッジが高いのが特徴です。結果として、先物契約の価格の比較的小さな値動きが、マスターファンドに多額の損失、さらに相関してマスターファンドの有価証券1口当たりの純資産価額の下落をもたらす可能性があります。

先物の価格は変動が大きい: 先物契約及び先渡契約の価格変動は、とりわけ政府、取引、財政、金融管理及び為替管理の計画及び政策、国、国際、政治上及び経済上の事象、並びに金利の変動による影響を受けます。政府は時折、価格に直接的な影響を与えるという明確な意図をもって先物市場に介入することがあります。

先物オプション: 先物契約オプションは、かかるオプションは変動が大きく高いレバレッジとなるという意味において、先物契約の無担保管理に固有のリスクと同様のリスクを抱えています。先物契約市場特定の動向は、オプションの原資産を表しており、正確に予測できない可能性があります。オプションの買主は、オプションの購入額（プレミアム）の全額を損失する可能性があります。オプションの売主は、売却されたオプションの行使時に、オプションのために受領したプレミアムと、売主が購入（プット）又は受け渡し（コール）しなければならないオプションを裏付ける先物契約の価格との差額を損失する可能性があります。

スワップ契約: マスターファンドはまた、スワップ契約で取引を行うこともできます。スワップ契約には、変動金利のための固定金利等のトレーディング収入を含みます。外国為替先物契約及びスワップに加え、マスターファンドは、ハイブリッド商品及びその他の店頭取引契約の取引も行うことがあります。ハイブリッドとは、有価証券の特徴と先物契約の特徴を併せ持つ商品です。これらの契約のための取引所又は決済機関は存在せず、CFTCによる規制を受けることもなく、さらに取引を行う者は、取引の義務を遂行する相手方の信用力に頼らざるを得ません。

ゴールド及びシルバー・クラスへの特別なリスクの考慮: 取引戦略の取引結果に加えて、ゴールド及びシルバー・クラスの株式の価値は、金／銀の米ドル価格の動きに直接的に影響されます。これは、例えばフル・ヘッジが実施されている場合、金の米ドル価格が5%上昇するとゴールド・クラスの純資産価値も5%上がり、反対に、金の米ドル価格が5%下落すると純資産価値も5%下がることを意味しています。投資制限によってゴールド及びシルバー・クラスの資産を金／銀の価格から完全にヘッジすることが不可能になる場合、取引プロセスで常に優先事項となる一般的に適用された取引戦略に必要な資産を妨げることなく、金／銀のヘッジ・ポジションは望ましいフル・ヘッジに可能な限り近く保持されます。ゴールド／シルバー・クラスの投資の総収益が常に金／銀の価格に対して完全にヘッジされているという保証はありません。金及び銀の価格が短期間で大幅に変動する可能性があることから、ゴールド及びシルバー・クラスは他の種類の投資よりも不安定である場合があります。金／銀の価格は、多数のコントロール不可能な要因に影響され、以下には限りません。

- 世界中の国々での予測不可能な金融政策並びに経済及び政治状況。
- 世界の資本、金融市場及び不動産市場の将来のインフレ率及び動向率に関する投資家の期待。
- 金／銀生産者による採掘量及び総先物販売活動、中央銀行の売買、宝石類の需要及びリサイクルされた宝石類の供給、総投資需要並びに工業製品需要等の要因に影響される世界の金／銀の供給及び需要。

- 行政体や中央銀行のような大量保有者が世界中の供給量のどれほどを保有しているのか。例を挙げると、ロシア又は他の大量保有者が金準備の一部を売却した場合、供給は増加し価格は通常下落する。
- 金利及び為替レート、特に米ドルの強さ及び信頼並びにヘッジ・ファンド、商品ファンド及びその他の投機家の投資及び取引活動。
- 主な生産地の一つに影響する経済、政治又はその他の状況は、金及び銀の価格に大きな影響を及ぼす可能性がある為、主な生産地における埋蔵されている位置及び採掘のオペレーション。
- 採掘及び生産にかかる環境、労働及びその他のコスト並びに鉱業、生産又は販売に関する法律の変更。

金／銀に関連する先物及び先渡取引の米ドル価格の、金の価格に直接的に影響する可能性のあるこれらのリスク要因又はその他の要因による下落は、ゴールド及びシルバー・クラスの純資産価値に直接的な影響を及ぼします。金／銀の価格の下落はゴールド／シルバー・クラスの純資産価値（米ドル及びその他の通貨）に直接的な影響を及ぼします。

取引相手方リスク：マスターファンドは、その投資ポジションにより、単数又は複数の相手方に対する信用エクスポージャーを有することがあります。相手方が債務不履行となり、当該マスターファンドのその投資に関連した権利の行使が遅延される又は妨害される限り、そのポジションの価値の下落、収益の損失及び権利行使にかかる費用の発生を経験する可能性があります。かかるリスクは、当該マスターファンドが一人の相手方を利用する場合に増加します。

外国為替／通貨リスク：マスターのシェアは現在、各表示通貨でのみ表示されていますが、マスターファンドはその資産の一部又は全部を様々な種類の通貨が表示されている証券に投資する可能性があります。それぞれの表示通貨で表される各シェアの純資産価額は、表示通貨及びその投資が表示されている通貨間の外国為替の変化に従って変動します。外国通貨の変動は、マスターファンドの実績に大きく影響することがあります。マスターファンドの通貨リスクをヘッジするために、マスターファンド投資顧問会社は、請求目論見書の「B.先物取引に投資を行うサブファンドのリスク及び特別デリバティブ商品を利用するサブファンドのリスク」に記載のリスクに影響を受ける可能性があるオプション、先物取引、先渡取引及びスワップを含みますがこれに限られない様々な金融商品に進出することがあります。通貨リスク管理は、サブファンドの実績に悪影響をもたらす可能性があります。上記に記載されるものと同様の規定が関連サブファンドの表示通貨と異なる通貨で表示されるシェア・クラスに適用されます。シェア当たりの純資産価額は下降もすれば上昇もし、最悪の場合にはシェアの価値が完全に失われることもあるということにご留意ください。投資家は、シェアが発行後すぐに買い戻され、シェアから手数料が差し引かれる場合は特に、投資した金額を取り戻すことができない可能性があります。為替レートの変化も投資家の基準通貨でシェア当たりの純資産価額を上下させることがあります。マスターファンド、その取締役又はマスターファンド投資顧問会社も、マスターファンドの将来の実績又はマスターファンドから支払う将来の収益について保証することはできません。

取締役により選定された専門的なマスターファンド投資顧問会社への依拠：マスターファンドの成功又は失敗は、マスターファンド投資顧問会社の先物及び先渡市場で有利な取引を選ぶ能力に依存します。時宜に適った取引を実行することをより困難にする要素（特定の市場における流動性の著しい減少等）もまた、利益性に悪影響を及ぼしかねません。さらに、マスターファンド投資顧問会社は、市況動向の変化をより正確に評価するため、戦略を適宜修正及び変更することがあります。かかる定期的修正の結果として、マスターファンド投資顧問会社が使用する取引戦略は現在使用されている戦略と異なる場合があります。マスターファンド投資顧問会社が使用する投資戦略が全て又は一部の市況で成功する保証はありません。加えて、マスターファンド投資顧問会社のプール金におけるスーパーファンドSICAVマスターファンドの口座の規模（もしあれば）又は管理若しくは助言されている資金総額の増加が、マスターファンド投資顧問会社の取引手法の業績に与える影響は、不明です。

投資リスク

■ 参考情報

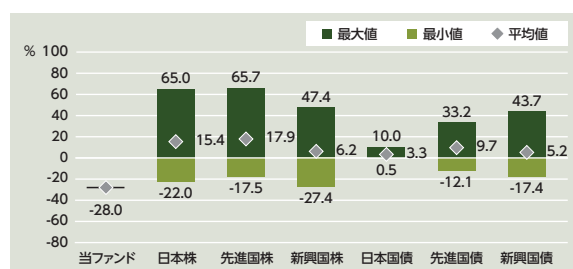
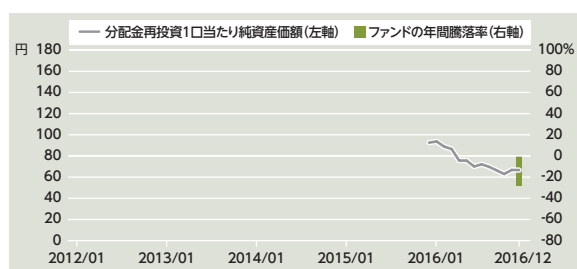
下記グラフは、当ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資1口当たり純資産価額の推移

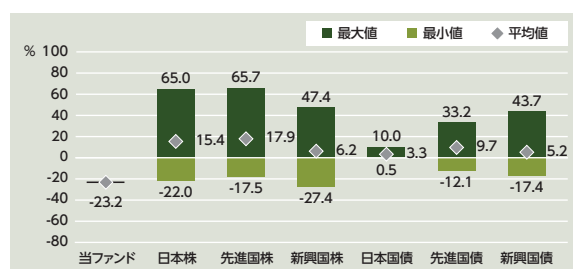
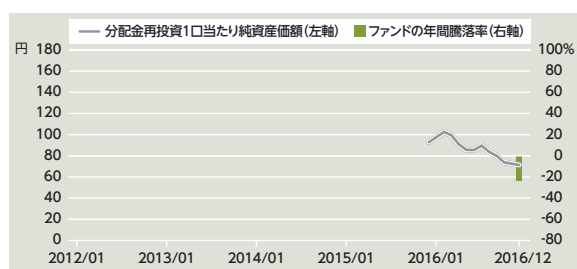
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

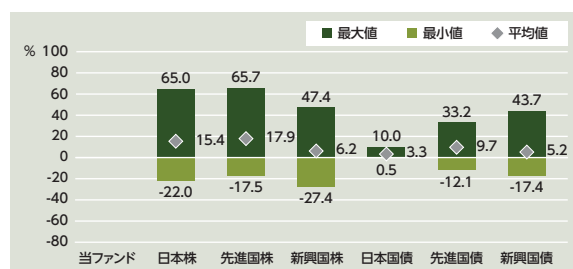
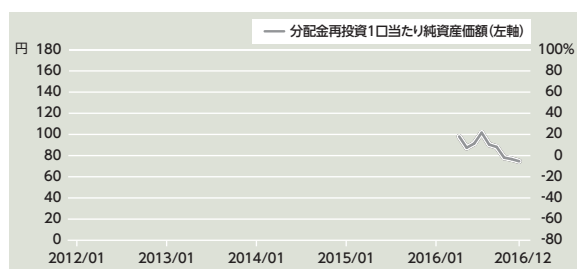
■ 円建てクラス(円クラス) (2012年1月(ファンドは2015年12月)～2016年12月)



■ 円建てクラス(ゴールド円クラス) (2012年1月(ファンドは2015年12月)～2016年12月)



■ 円建てクラス(シルバー円クラス) (2012年1月(ファンドは2016年4月)～2016年12月)



*ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2012年1月から2016年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*シルバー円クラスは2016年4月に運用を開始したため、年間騰落率の最大値・最小値・平均値は記載していません。

○ 円建てクラスの指数

円クラス/ゴールド円クラス/シルバー円クラスは、以下の指数を使用しています。

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

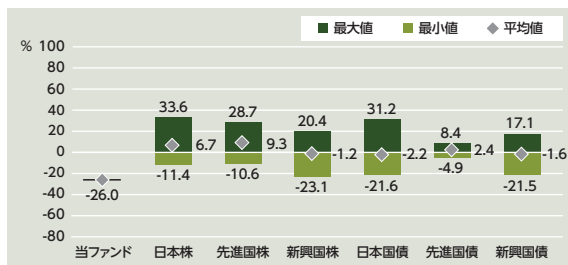
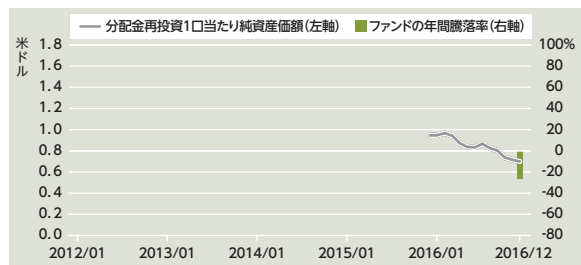
日本国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(円ベース)

先進国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本、ヘッジなし)(円ベース)

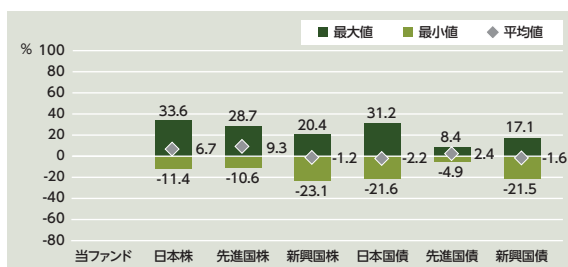
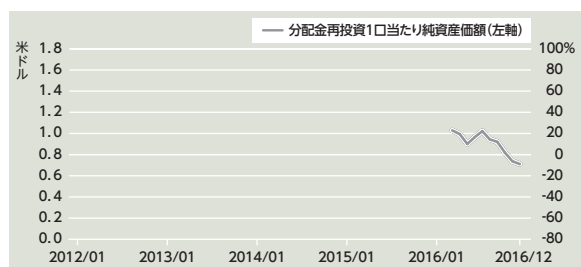
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

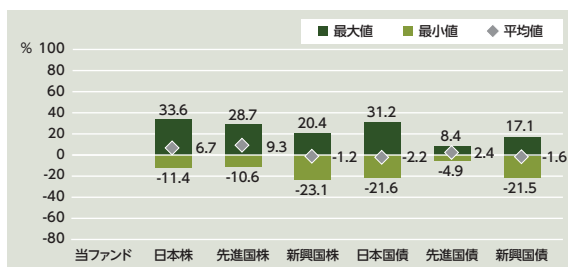
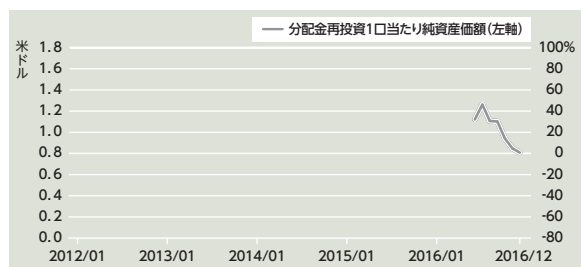
■ ミドル建てクラス (米ドル・クラス) (2012年1月(ファンドは2015年12月)～2016年12月)



■ ミドル建てクラス (ゴールド米ドル・クラス) (2012年1月(ファンドは2016年3月)～2016年12月)



■ ミドル建てクラス (シルバー米ドル・クラス) (2012年1月(ファンドは2016年6月)～2016年12月)



※ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2012年1月から2016年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ゴールド米ドル・クラスは2016年3月に、シルバー米ドル・クラスは2016年6月に運用を開始したため、年間騰落率の最大値・最小値・平均値は記載していません。

○ ミドル建てクラスの指数

米ドル・クラス／ゴールド米ドル・クラス／シルバー米ドル・クラスは、以下の指数を使用しています。

日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
 先進国株……MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (米ドルベース)
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
 日本国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (米ドルベース)
 先進国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (除く日本、ヘッジなし) (米ドルベース)
 新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

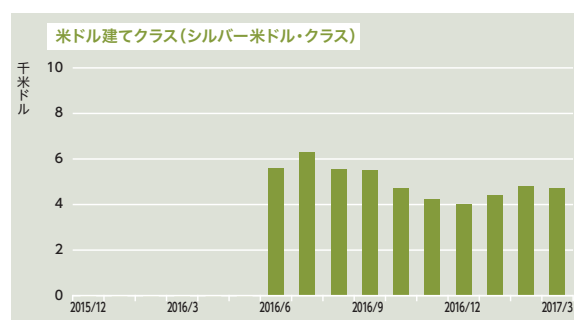
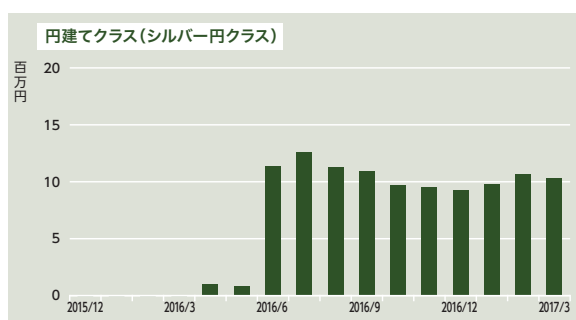
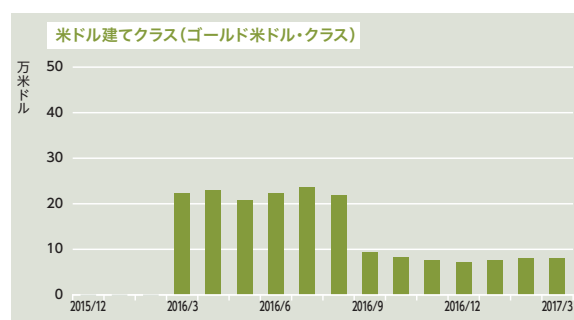
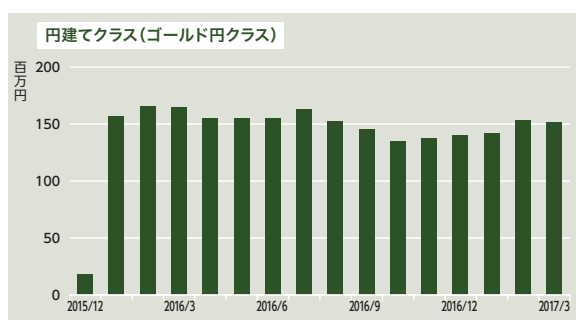
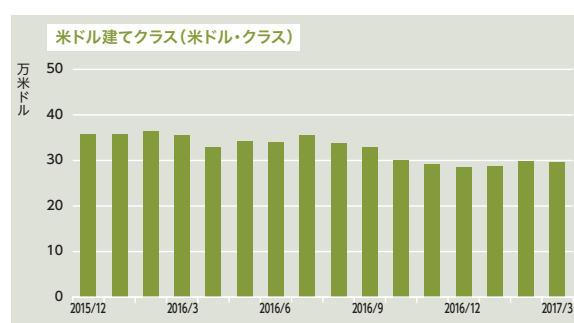
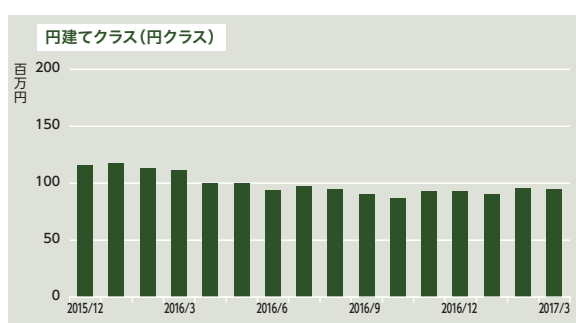
運用実績

以下は当ファンドの受益証券の運用実績です。この運用実績は2017年3月31日現在及び過去のものであり、今後の運用成果を示唆又は保証するものではありません。

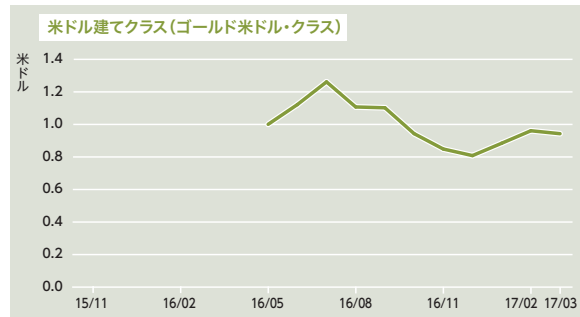
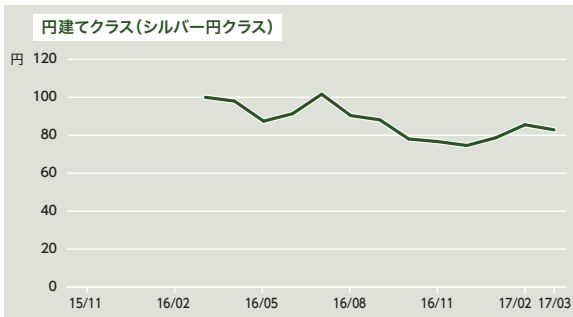
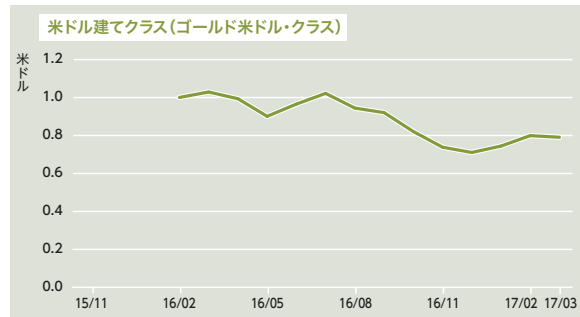
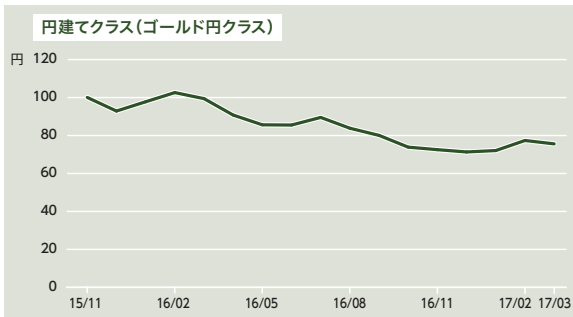
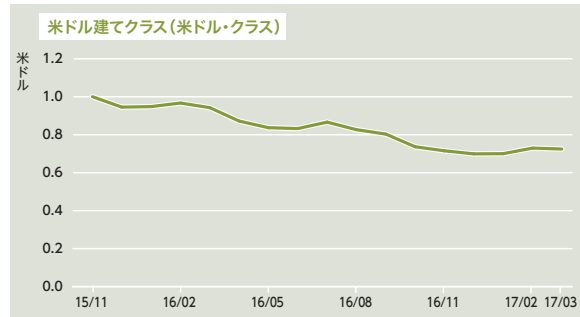
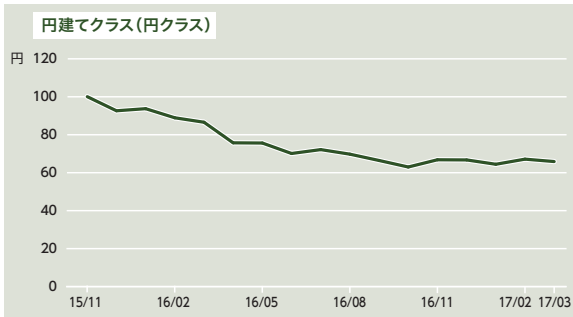
■ 純資産の推移 (期間：2015年12月1日～2017年3月31日)

(1) 純資産総額の推移

当ファンドのサブファンドIの円建てクラス (円クラス/ゴールド円クラス/シルバー円クラス) 及び米ドル建てクラス (米ドル・クラス/ゴールド米ドル・クラス/シルバー米ドル・クラス) の純資産総額の推移を下記のグラフに示します。



(2) 1口当たりの純資産額の推移



■ 分配の推移

該当ありません。

■ 主要な資産の状況

(2017年3月31日現在)

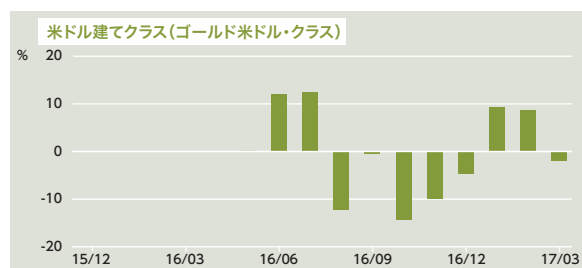
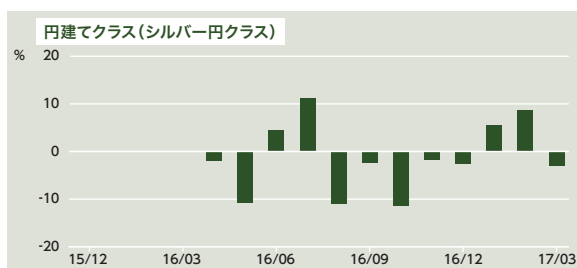
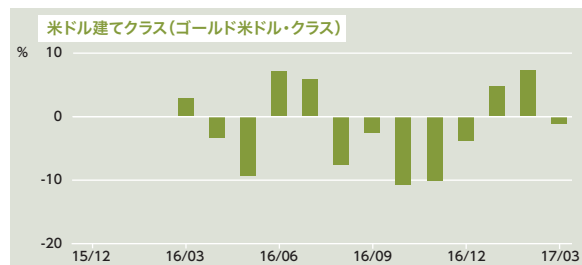
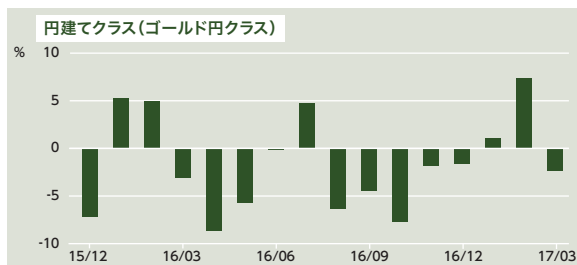
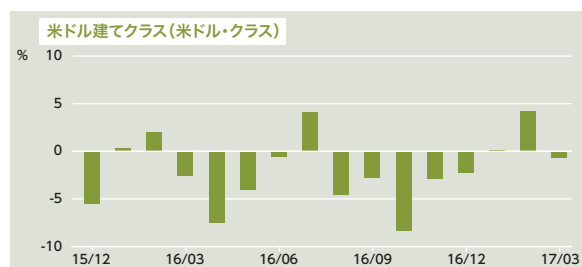
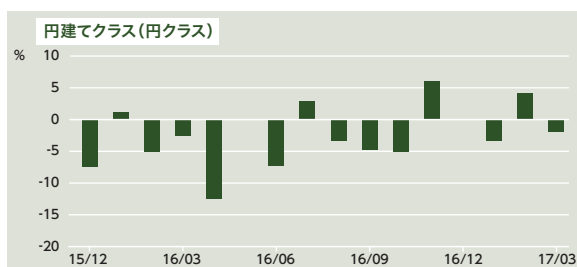
サブファンド	発行地	銘柄	業種	数量	金額(簿価) 米ドル (円)	金額(時価) 米ドル (円)	投資比率
サブファンド I	ルクセンブルク	マスターファンド (スーパーファンドSICAV グリーン・ゴールド及び スーパーファンドSICAV グリーン・米ドル)	スーパー ファンド SICAVの サブファンド	3,154.05	3,116,560米ドル (345,844,663円)	2,615,157米ドル (290,203,972円)	100%
					単価 988.1137米ドル (109,651円)	単価 829.1425米ドル (92,010円)	

(注) 為替レート 1米ドル = 110.97円

■ 収益率の推移

ファンド（クラス）	自2016年12月 1 日 至2016年12月31日
サブファンドI（円クラス）	-27.97%
サブファンドI（ゴールド円クラス）	-23.23%
サブファンドI（シルバー円クラス）	-
サブファンドI（米ドル・クラス）	-26.06%
サブファンドI（ゴールド米ドル・クラス）	-
サブファンドI（シルバー米ドル・クラス）	-

月次収益率の推移（期間：2015年12月1日～2017年3月31日）



</

■ 申込み手続き等

申込期間	2017年7月1日から2018年6月30日まで	
申込単位	クラス	最小申込単位
	円建てクラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル建てクラス	5,000口以上、100口単位

※ 月の最終ファンド営業日にあたる評価日では、最小申込単位は、各クラスとも1,000口以上、100口単位です。

各評価日に発行された各クラスの受益証券は、当該評価日に当該クラスの既発行分と即座に統合され、当該評価日における当該クラスの純資産価額に応じて、申込者に発行された受益証券数が調整されます。そのため、最終的には、各クラスの受益証券は、各評価日現在における当該クラスの1口当たりの純資産価額により、当該評価日に発行されることになります。

(注1) さらに有価証券届出書を提出することによって申込期間を更新し、受益証券の募集を継続することが現在意図されています。

(注2) 販売会社は、管理会社と協議の上、上記の申込単位の一部又は全部を変更することがあります。

■ 申込手続

申込者は、販売会社（販売取次会社を含みます。以下同様です。）と「外国証券の取扱いに関する契約」を締結します。販売会社は「外国証券取引口座約款」を申込者それぞれに交付し、申込者は当該約款に基づき取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込者は、受益証券の申込に関する必要事項（申込者の身分証明及び申込受益証券数等）を記入した申込書を、各評価日の2ファンド営業日前の期日（申込期日）までに販売会社へ提出した後、申込金（申込金額及び申込手数料）を国内受渡日までに販売会社に支払います。

■ 買戻し手続き等

受益権者は、該当評価日の2ファンド営業日前までに当ファンドの販売会社に対して通知することにより、買戻日に保有する受益証券の全て又は一部の買戻しを請求できます。

この買戻しは、当該買戻日に係る評価日の受益証券1口当たりの純資産価額にて行われます。販売会社は買戻金支払期日までに買戻金を受益権者に支払います。

(注) 管理会社は、受益権者の利益を保護するため、特定の買戻日に買い戻される各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、当該クラスの発行済受益証券の純資産価額総額の20%に相当する数までに制限する権限を持っています。

当ファンドの申込み及び買戻請求に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ規定）は適用されません（締切期日を過ぎての申込みの撤回や買戻請求の取消しはできません。）。

手続・手数料等

■ ファンドの費用・手数料等

スーパーファンド・グリーン・ワン・ジャパン(当ファンド)のレベルにおける手数料及び報酬等

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料 (申込手数料)	申込金額に上限 5.40%(税抜5%) の申込手数料率を乗じた額		金融商品販売時における、投資家に対する資料提供及び説明、受発注取次事務、約定及び受渡し関連事務・連絡等の役務に対する費用・報酬
換金(買戻)手数料	以下の場合において、管理会社の裁量により、換金(買戻)価額の 2% の換金(買戻)手数料が課され、管理会社により収受されます。 ・受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合 ・強制買戻しが当ファンドによってなされた場合		投資家が保有する受益証券の買戻し手続きを行うにあたり、換金のための資金を当ファンドから捻出するためにコストが発生した場合、その金額に対する負担
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
管理会社報酬	純資産価額の 年率0.1%		受託会社、事務管理会社及びカストディアンその他の者との間のやりとり、当ファンドの活動に関連する契約の管理、申込及び償還を含む投資活動の運用管理の対価
受託会社報酬	当ファンドにつき、年間12,000米ドル		信託証書に従って行う当ファンドの受託業務に対する報酬
事務管理報酬	当ファンドの事務管理及び振替代行報酬	当ファンドにつき年間9,600米ドル	各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付等の役務の対価
	年次報告書及び監査手配報酬	当ファンドにつき年間400米ドル	関連する規制に則した年次財務諸表(監査済み)の作成及びその補助の対価
	主たる事務所の提供報酬	当ファンドにつき年間6,000米ドル(事務管理会社の関連会社に対し支払われる)	当ファンドの主たる事務所を提供することの対価
代行協会員報酬	純資産価額の 年率0.1%		日本の法令及び日本証券業協会の規則に従い、受益者への目論見書や財務書類を送付し、純資産価額を公表する等の業務に対する報酬
その他の費用	・取引手数料・目論見書等の作成、印刷費用 ・弁護士費用(ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、及びこれらに付随する業務の対価) ・税金等 上記のその他の費用等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率若しくは上限額等を示すことができません。		

以下の報酬等は当ファンドが直接負担するものではなく、当ファンドの投資先であるマスターファンドに賦課されるものです。なお、下表以外にはマスターファンドのレベルで徴収される重要な報酬等はありません。

スーパーファンド・SICAV・グリーン（マスターファンド）のレベルにおける手数料及び報酬等

管理報酬	マスターファンドの各シェア・クラスの純資産価額の月率 <u>0.4%</u>	マスターファンドの投資管理を行うことへの対価（販売会社報酬を含みます。）
成功報酬	純資産価額の増加額のうち <u>20%</u> （金銀価格の上昇のみに起因する価額増加を排除したハイウォーターマーク方式を適用）	ハイウォーターマークを超えるプラスのパフォーマンスに対する報酬
オルタナティブ投資ファンド管理報酬	関連する期間中の平均純資産価額の年率 <u>0.075%</u> （但し、最低額は年間20,000ユーロ）	マスターファンドのポートフォリオの管理とリスク管理を行うことへの対価
先物取引基本委託手数料	往復取引手数料、通常9米ドル	先物取引の基本委託手数料（但し、ギブアップ手数料及びピットブローカー手数料（もしあれば）を含むが、NFA手数料、為替手数料及び／又は税金（もしあれば）等の第三者取引の費用は含みません。）
外国為替証拠金取引（FOREX）手数料	100,000米ドルの契約価値を有するFOREX契約につき12米ドル。その他執行手数料及び取引費用	FOREX契約に係る取引・市場費用、執行手数料、仲介手数料
換金（買戻）手数料	以下の場合において、スーパーファンドSICAVの取締役の裁量により、買戻し価格の<u>2%</u>の買戻し手数料が課される場合があり、かかる買戻し手数料は、マスターファンド投資顧問会社に対して支払われます。 ・マスターファンドのシェアの当ファンドによる買戻しが申込時から12ヶ月以内になされた場合 ・スーパーファンドSICAVの取締役による強制買戻しが行われた場合	投資家が保有する当ファンド受益証券の買戻し手続きに際しマスターファンドのシェアの当ファンドによる買戻しに應ずる資金をマスターファンドから捻出するために発生するコストに対する負担

●手数料及び報酬等の合計額について：当ファンドの投資家が支払う各種手数料及び報酬等の合計額及びその上限額については、申込みがなされ、当ファンドの純資産価額が算出されるまで確定しないことから、本目論見書においては記載することができません。

手数料及び報酬等の詳細については、請求目論見書を販売会社にご請求いただき、その内容をお読みいただくか、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）に開示された有価証券届出書（ファンドコード「G11302」）をご覧ください。

当ファンドの申込み及び買戻請求に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ規定）は適用されません（締切期日を過ぎての申込みの撤回や買戻請求の取消しはできません。）。

■ 運用報告

管理会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法第198号）に基づいて、当ファンドの計算期間の末日（毎年12月31日）後、速やかに当ファンドの資産に関する事項を記載した運用報告書（全体版）及び交付運用報告書を作成し、日本における代理人を通じて金融庁長官に提出します。交付運用報告書は、知っている受益権者に交付されます。

MEMO

[illegible]

